

岩手県告示第 535 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条の 2 第 2 項の規定により、大船渡港港湾区域に隣接する区域を港湾隣接区域に指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成 19 年 7 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の期日及び場所

- (1) 期日 平成 19 年 7 月 25 日 午後 1 時 30 分から
- (2) 場所 大船渡市大船渡町字笹崎 5 番 11 大船渡市浜町公民館

2 指定しようとする地域

地域名	地 域
大船渡港港湾隣接 地域 野々田地区	<p>1 範囲 基点 1 から基点 4 までを順次に直線で結んだ線並びに基点 1 の地点と基点 4 の地点とを直線に結んだ線及び水際線により囲まれた陸域</p> <p>2 陸域の地番 大船渡市大船渡町字笹崎 25 番 3 並びに野々田 123 番、124 番 5 及び 125 番 2</p> <p>3 基点の表示（角度の表示は、真北とする。） 基点 1 岩手県大船渡市大船渡町字笹崎 11 番 1 にある 3 級基準点 NO.5 から 346 度 00 分 17 メートルの地点 基点 2 基点 1 から 75 度 00 分 11.5 メートルの地点 基点 3 基点 2 から 14 度 00 分 61 メートルの地点 基点 4 基点 3 から 269 度 00 分 27 メートルの地点</p>